

公告

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第15条の2の7の規定に基づき、行政処分を行ったので、福岡県産業廃棄物の不適正処理の防止に関する条例（平成14年福岡県条例第80号）第19条第2項の規定により次のとおり公表する。

令和6年10月4日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 処分を受けた事業者

(1) 名称

富士開発株式会社

(2) 所在地

鞍手郡小竹町大字御徳135番地の75

(3) 代表者

代表取締役 猪木 直樹

2 行政処分の内容

産業廃棄物処理施設の改善命令

3 処分の年月日

令和6年9月12日

4 処分の理由

法第15条第1項の許可に係る産業廃棄物処理施設の維持管理が法第15条の2の3第1項に規定する技術上の基準に適合していないことが、法第15条の2の7第1号の規定に該当するため。